

創業支援融資（創業チャレンジ・ベンチャー資金）

広島市では、市内に事業所を設け、新たに事業を営もうとする中小企業者で、「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の事業認定を受けた方に対し、必要な事業資金を低利率で供給し、その創業を促進するため、「創業チャレンジ・ベンチャー資金」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご 利 用 い だ け る 方	<p>「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の事業認定を受けた方で、下記のいずれかに該当するもの</p> <p>【一般】 事業を営んでいない個人が融資対象となる中小企業者として新たに事業を営もうとするもの又は事業を開始した日以後3年を経過していないもの</p> <p>【創業関連】 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に定める創業者として市内に事業所を設け新たに事業を営もうとするもの、又は現に市内に事業所を設けているものであって、保証協会の創業関連保証の対象となるもの</p>
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	2,000万円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	年0.5%以下
信 用 保 証	<p>原則として保証付き</p> <p>保証料率 ⌈ 一般・・・保証協会の定めによる 創業関連・・・0.7%</p>
担 保 及 び 保 証 人	<p>【一般・創業関連】 取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。</p>
取 扱 金 融 機 関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融 資 手 続 等	市所定の「創業計画書」及び「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業認定書」を添付して、広島県信用保証協会又は取扱金融機関に申込をしてください。ただし、既に事業を営んでいる方は、「創業計画書」の添付は不要です。
問 い 合 わ せ 先	<p>広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 ☎（082）504-2241</p> <p>（公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎（082）278-8032</p>

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。